

PFI手法等を活用した効果的・効率的なインフラ整備の推進

平成27年11月11日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(概要)

◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25~34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1)公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 :2~3兆円

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2)収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 :3~4兆円

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3)公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 :2兆円

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備 等

(4)その他の事業類型 :3兆円

- 複数施設の改修や維持管理等の包括的契約 等

10~12
兆円*

※事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定したものである。
※公共施設等運営権(コンセッション)方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式をいう。

集中強化期間の取組方針

◆平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2~3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

○重点分野及び数値目標

集中強化期間	向こう3年間(平成26年度から28年度)
重点分野	空港、水道、下水道、道路
数値目標	(1)事業規模目標 : 2~3兆円 (今後10年間の目標を前倒し) (2)事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

○重点的な取組

【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 公務員出向等に関する法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置の実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置 等

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた、地域プラットフォームの形成促進
- ・ 事業遂行力向上のための地方公共団体間ネットワークの創出 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

コンセッション方式の検討が進む分野/事業

空港

関西国際空港・大阪国際空港

- 平成27年度末までの事業開始に向け、平成26年7月に実施方針を公表。平成27年6月に第1次審査結果を公表。



【関西国際空港】



【大阪国際空港】

仙台空港

- 平成28年6月末までの事業完全移管に向け、平成26年4月に実施方針、平成26年6月に募集要項等を公表。平成27年9月に優先交渉権者を選定。

高松空港

- 平成30年4月頃の事業開始に向け、平成27年10月からマーケットサウンディングを実施。

水道

厚生労働省

- 平成26年3月に「水道事業における官民連携に関する手引き」を策定。

大阪市水道局

- 水道事業へのコンセッション導入に向け、平成26年11月に実施方針案を公表。

下水道

国土交通省

- 平成26年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」を策定。

浜松市下水道

- 下水道事業へのコンセッション導入に向け、平成27年6月に実施方針素案を公表。

道路

愛知県道路公社

- 有料道路事業へのコンセッション導入に向け、平成27年の通常国会において特区法が改正。平成27年10月に実施方針を公表。

案件形成支援について

目的

PPP／PFIの推進に資する具体的な案件や取組を支援し、その成果を先進事例として公表し活用。

概要

PPP／PFI事業の実施を検討しようとしている具体的な案件をもつ地方公共団体等を対象として、PPP／PFI事業の導入可能性に関する調査・検討を支援

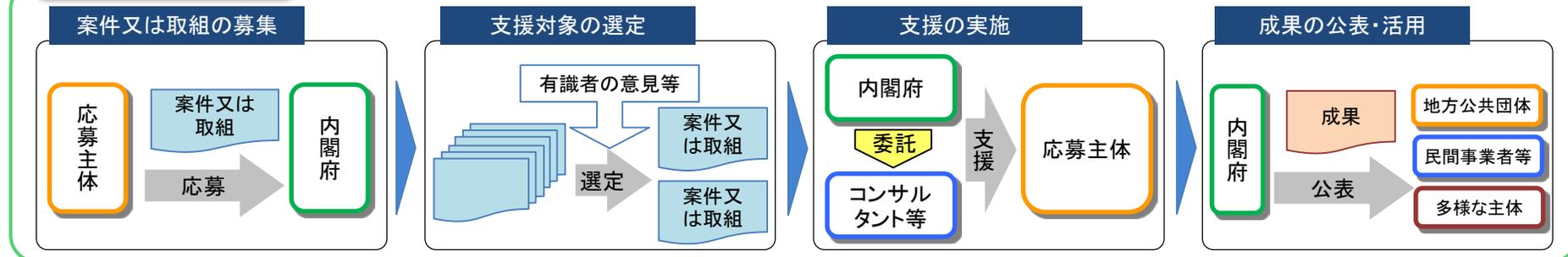
[支援対象とする案件]

- (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
- (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等
- (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業
- (4) その他の事業

平成27年度支援対象

1. 千葉県 流山市	未利用容積の民間活用による公共施設の再生・まちづくり
2. 長野県	公営水力発電施設の改修事業における公共施設等運営権制度の可能性検討
3. 岐阜県 関市	地域振興施設の群管理による公共施設等運営権制度等の可能性調査
4. 熊本県 合志市	併設型小・中学校及び給食センターのPPP事業検討

支援の流れ



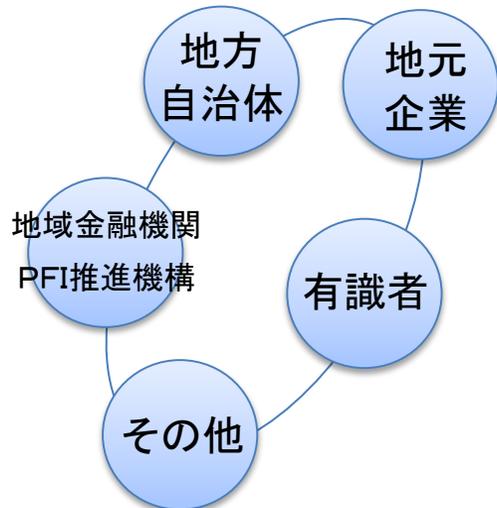
PPP/PFI地域プラットフォームについて

【経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）】

PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。

<地域プラットフォーム>

地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取り組みを推進する。



地域プラットフォーム形成に向けた取組

【地域プラットフォームの形成】

- PPP/PFI地域プラットフォームの形成にモデル的に取り組もうとする地方公共団体を募集して支援。
- 関係省庁の地方支分部局と連携して、地方ブロック単位でPPP/PFI地域プラットフォームの立ちあげを支援。

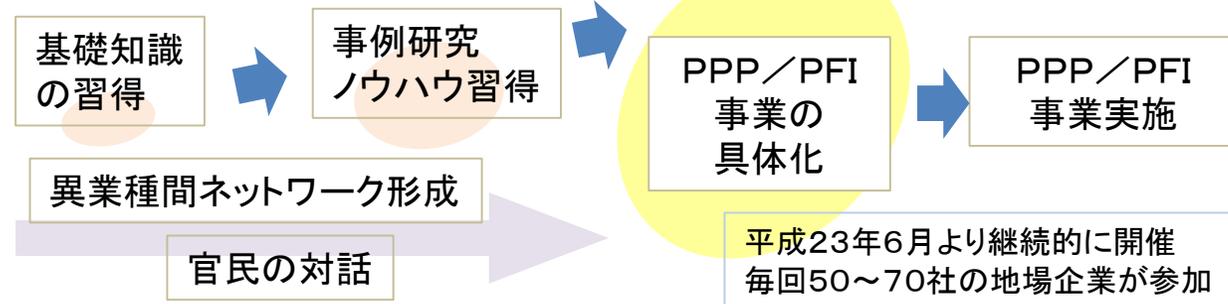
【全国的な展開に向けた取組み】

- 各地域でのPPP/PFI地域プラットフォームの形成を支援するため、中央の省庁、団体等が連携。
- 優良事例の発掘や地域プラットフォーム運用マニュアルの作成等、情報提供等の実施。

(例)福岡PPPプラットフォーム

【目的】 地場企業がPPP/PFI事業を受注できるようにすること。

- ・ ノウハウ習得
- ・ 受注する競争力強化



収益施設を併設するPFI事業

○徳島県県営住宅集約化PFI事業

発注者	徳島県	<p style="text-align: center;">施設概観</p> <p>○既存県営住宅 12団地</p> <p>(A) 名東(東)団地 ・県営住宅 88戸 ・高齢者向け住宅16戸 ・福祉施設</p> <p>(B) 万代町団地 ・県営住宅 112戸 ・高齢者向け住宅44戸 ・福祉施設</p> <p>(C) 津田松原団地 ・県営住宅 100戸 ・福祉施設</p> <p>建替対象の県営住宅</p> <p>閉塞感がある老朽化した県営住宅</p> <p>PFIにより新設される県営住宅</p> <p>避難施設として地域と連携</p> <p>高齢者向け住宅 福祉サービス</p> <p>地域に必要とされる福祉施設</p> <p>利用料金収入で費用を回収する事業</p> <p>出典: 徳島県</p>
施設概要	公営住宅3団地(名東(東)団地、万代町団地、津田松原団地)(公営住宅 計300戸、サービス付き高齢者向け住宅 60戸、福祉施設)	
事業内容	老朽化した12団地を集約化し、公営住宅、集会所を整備。 公営住宅について、整備のほか、集約化に伴う入居者の移転支援業務、維持管理業務を実施。 サービス付き高齢者向け住宅、福祉施設について整備・運営。	
事業期間	22年	
契約金額	約55.5億円(税込、落札価格)	
実施方針公表	平成24年2月23日	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した県営住宅12団地(645戸)を集約化。 ・公有地を貸し付けることを前提に、サービス付き高齢者向け住宅・福祉施設等の整備、運営を独立採算で実施。 ・南海地震に備えた津波避難施設としての役割とともに、高齢者向け介護サービスを提供する場として団地を再整備。 	

平成27年秋の年次公開検証 「秋のレビュー」 (PFI手法等を活用した効果的・効率的なインフラ整備の推進)

御説明資料

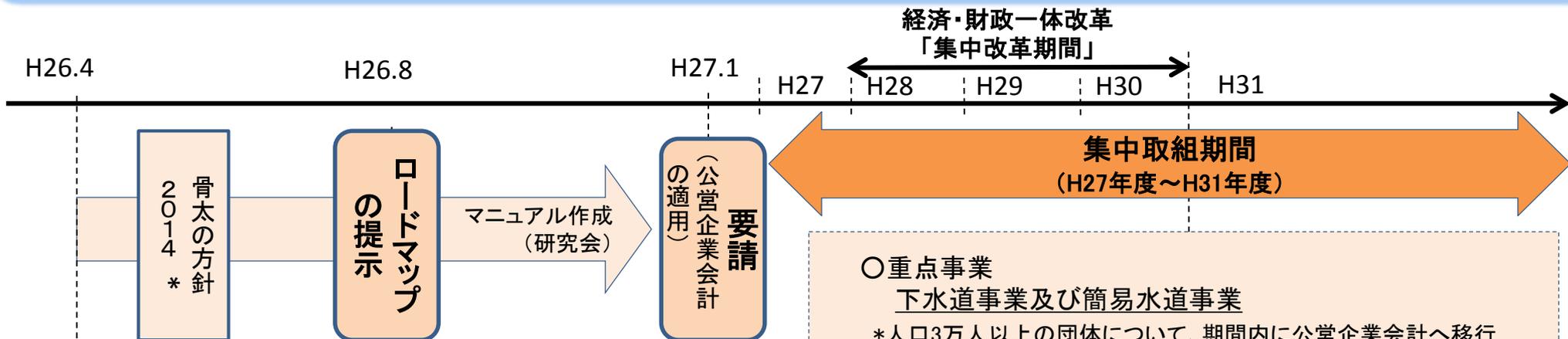


総務省

平成27年11月11日

公営企業会計の適用の拡大について（平成27年1月27日付総務大臣通知等）

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。



*「簡易水道事業、下水道事業等に対して公営企業会計の適用を促進する」

<備考> 「地方公営企業の法適用状況」(平成25年度)

地方公営企業事業数 8,703事業

○ 法適用事業数 3,033事業(35%)

(水道、工水、交通、電気、ガス、病院は、法適用事業)

○ 法非適用事業数 5,670事業(65%)

(うち、簡易水道事業・下水道事業 3,835事業(44%))

→ 下水道事業及び簡易水道事業について、重点的に公営企業会計の適用を進めることで、**全体事業数の35%→80%**をカバー

○重点事業

下水道事業及び簡易水道事業

*人口3万人以上の団体について、期間内に公営企業会計へ移行(H32.4まで)。

*人口3万人未満の団体についても、できる限り移行。

※その他の事業については、団体の実情に応じて移行を推進。

○移行経費に対する地方財政措置

公営企業債(充当率100%)

元利償還金に対して普通交付税措置

重点事業を中心に、
強力に推進

重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について、検討

公営企業会計の適用の進捗状況を調査
各都道府県・市町村別に公表(毎年度)

新会計基準に基づく地方公営企業決算の公表（H27.9）

新会計基準導入（H26年度予算・決算～）のねらい

- 企業会計原則の考え方を最大限取り入れ
- 民間企業比較、地方公共団体間比較の容易化
- よりの確な経済性の検証が可能

平成26年度決算のポイント

①資産価値の実態を適切に表示

- ・時価評価の導入（造成した土地等を減額▲0.8兆円）
 - ・収益性が低下した資産を減額
 - ・すべての償却資産をフル償却
- （固定資産の減額▲6.7兆円）

⇒ 総資産規模が減少（▲7.5兆円）

②資本と負債を明確化

- ・借入資本金の負債計上

⇒ 負債比率が上昇（資本：負債＝3：7）

③将来必要な費用も的確に計上

- ・退職給付引当金等の計上（特別損失1.5兆円の増）

⇒ 総収支が赤字（H26年度▲0.6兆円）

見直しの
効果

資産状況や損益構造がより一層明確化

負債及び費用の増等により、
215事業が資本不足

今後の方針

- 新会計基準に基づく予算・決算を行う団体を拡大（公営企業会計の適用拡大）
- 各公営企業が決算結果を活用し、廃止、民営化等の抜本改革の検討や経営戦略の策定を推進

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止・民営化、広域的な連携等)の検討
- ・「経営戦略」の策定

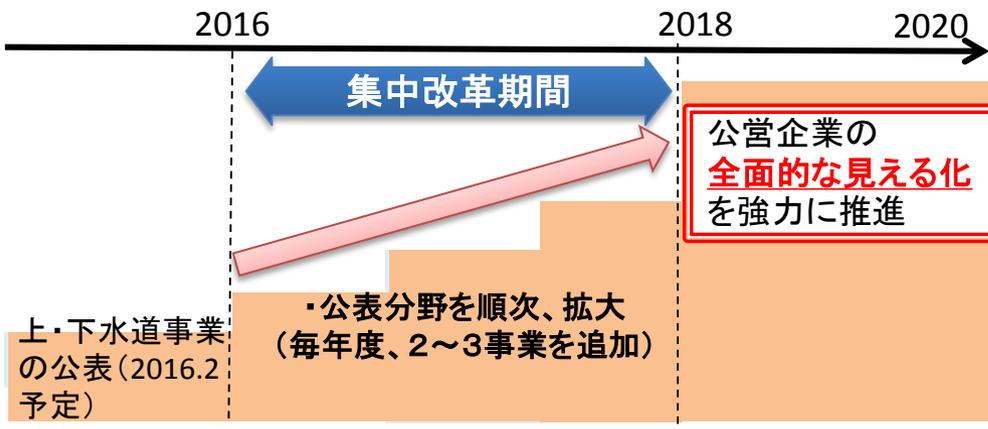
を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標(案)

- ①経営の健全性…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ②経営の効率性…料金回収率、給水原価、施設利用率等
- ③老朽化の状況…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表



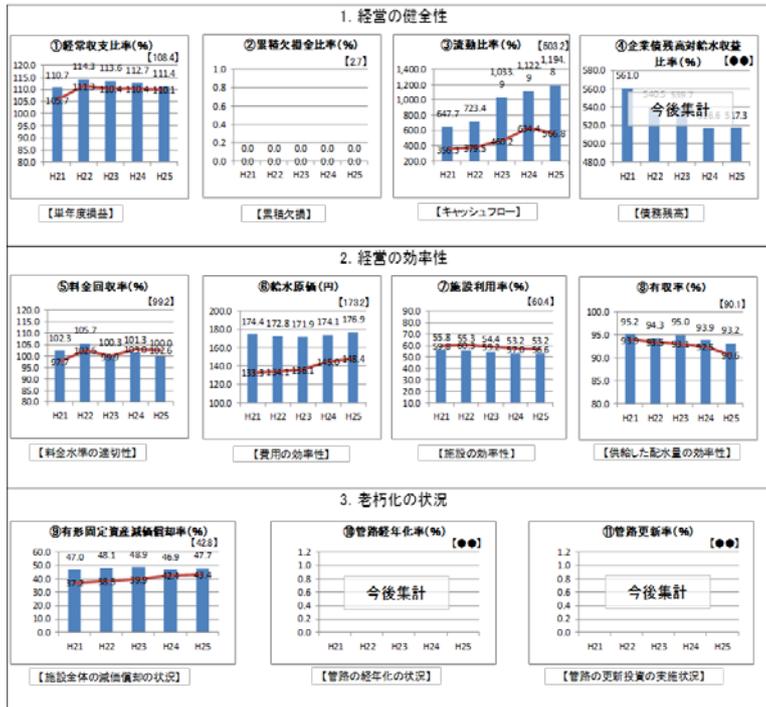
誰もが比較検討しやすいイメージで公表

水道事業 経営比較分析表

都道府県名	団体名	事業名	類似団体	面積(km)	人口密度(人/km)
A県	B市	末端給水事業	-	-	-
給水人口(人)	資金不足比率(%)	自己資本積戻比率(%)	普及率(%)	1の月20が当たり家庭料金(円)	

(参考)公表イメージ

- B市
 - 類似団体平均
 - 【】平成25年度全国平均
- 団体分種



1. 経営の健全性について

2. 経営の効率性について

3. 老朽化の状況について

全体総括

併せて、各公営企業の決算統計の全データについては、H26決算より、総務省HP上に公開することを検討

PFI手法等を活用した効果的・効率的なインフラ整備の推進

平成27年11月11日(水)

国土交通省

総合政策局 官民連携政策課

① 先導的官民連携支援事業

- 先導的なPPP/PFI手法の活用を検討する地方公共団体等に対し、導入可能性調査に係る費用を助成。
- 主な支援事例。

下水道

静岡県 浜松市
(西遠流域下水道事業におけるコンセッションの導入検討)
平成25-26年度支援

本調査の対象施設:
西遠浄化センター
浜名中継ポンプ場
阿蘇中継ポンプ場
定城下水処理場 (二重管含む)

平成27年6月 実施方針(案)の公表
平成27年度(予定) 実施方針の公表
平成30年(予定) 運営開始

空港

宮城県
(仙台空港におけるコンセッションの導入検討)
平成24年度支援

新産業集積・観光施設等、
空港周辺地域の開発・振興

空港運営主体の一体化、公共施設等運営権
による委託(コンセッション)の推進

平成26年6月 国募集要項公表
県参加資格確認要領公表
平成27年7月 国第二次審査開始
平成27年度(予定) 運営開始

まちづくり

愛知県 西尾市
(187の公共施設の集約・再編事業検討)
平成25年度支援

西尾市

外部モニタリング

性能発注(※1)による長期間の事業契約

業務委託

特別目的会社
=サービスプロバイダ
(運営事業者)

融資契約

金融機関

建設会社等

(※1) 性能発注
市が求める「性能」を満たしていれば種々な手法は問わない発注方式。

平成26年3月 「西尾市公共施設再配置実施計画2014→2018」を策定
平成27年3月 特定事業の選定及び公表・募集要項等の公表
平成28年(予定) 優先交渉権者の決定・公表

② 官民連携事業の推進に関する調査検討

- PPP/PFI推進に係る制度・運用上の課題や各事業の導入に当たって取り組まれた課題の、解決事例の収集や分析、ポイントの公表等。

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)において、コンセッション事業について下記の事業規模目標及び事業件数目標が定められたところ。

- ・ 平成26年度から平成28年度の集中強化期間における事業規模目標: 2~3兆円
- ・ 分野別の事業件数目標: 空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件

公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用したPFI事業の進捗状況

	重点分野	2014年度	2015年度	2016年度以降
空港	仙台空港	実施方針 募集要項	選定期間	運営開始予定
	関西空港・伊丹空港	実施方針 募集要項	選定期間	運営開始予定
	高松空港		マーケティング 実施方針 募集要項	選定期間 2018年 運営開始 予定
下水道	浜松市	コンセッション ガイドライン公表 (2014年3月)	実施方針策定 募集要項等	選定期間(予) 2018年 運営開始 予定
道路	愛知県道路公社	民間対話	実施方針 募集要項(案)	選定期間(予) 運営開始 予定

空港

仙台空港

平成27年度末までの事業開始に向け、平成26年4月に実施方針、6月に募集要領等を公表、9月に優先交渉権者を選定。

関西国際空港・大阪国際空港

平成27年度末までの事業移管に向け、平成26年7月に実施方針を公表。平成27年6月に第1次審査結果を公表。

高松空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成27年10月からマーケットサウンディングを実施。

道路

愛知県道路公社

有料道路事業へのコンセッション導入へ向けて、今国会(平成27年通常)において、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする構造改革特別区域法一部改正法が成立・施行。

8月に愛知県が国家戦略特別区域に指定、9月に国家戦略特別区域計画が認定。10月に実施方針を公表。

下水道

ガイドライン策定

平成26年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」策定。

浜松市下水道

下水道事業へのコンセッション導入に向け、平成27年6月に実施方針素案を公表。

厳しい財政状況の中、民間の資金・知恵等を活用し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を実施するとともに、民間の事業機会の拡大による経済成長を実現していくため、以下の事例を始めとするPPP/PFI事業を積極的に推進。

	<p>大阪府営枚方田ノ口住宅建替え事業 (大阪府)</p> 	<p>大阪市 平野下水処理場 (大阪府・大阪市)</p> 	<p>神戸市 垂水処理場 (兵庫県・神戸市)</p> 
<p>事業概要</p>	<p>PFI手法を活用し、府営住宅の建替え（建物の高層化）によって創出された余剰地に、地域ニーズに沿って戸建住宅やサービス付き高齢者向け住宅を一体的に整備。</p> <p>〔 創出余剰地の売却の対価として約3.2億円が大阪府の収入 〕</p>	<p>民間企業が汚泥燃料化設備の設計・建設・維持管理(20年間)を行い、炭化燃料化物を電力会社に販売(H26.4運転開始)。</p> <p>〔 約5%のVFMが発生 〕</p>	<p>メガソーラーとバイオガスのダブル発電（H26.3運転開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、民間企業に下水処理場の敷地、消化ガスを提供。 ・民間企業は発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。 <p>〔 年間収入約1.7億円のうち約2割が市の収入 〕</p>

PPP/PFI推進に当たっての隘路

※ 国土交通省では、全1,789の地方公共団体を対象に、PPP/PFIに関するアンケート調査を実施（平成25年10月）

○ PPP/PFIを推進している地方公共団体は15%にとどまり、約7割の地方公共団体では推進する具体的な予定はない。

PPP/PFIの推進状況

	団体数	(割合)
・以前から推進している	173	(15%)
・今後は推進する予定である	120	(11%)
・ 推進する具体的な予定はない	745	(65%)
・その他、不明	100	(9%)
(回答者数 1,138)		

○ 多くの地方公共団体において、PPP/PFIの専門部署は設けられていない。

PPP/PFI事業の推進体制

	団体数	(割合)
・PPP/PFI推進の専門部署がある	16	(1%)
・PPP/PFIの専門部署はないが担当部署が決まっている	415	(38%)
・ PPP/PFI推進の担当部署は決まっていない	645	(59%)
・その他	17	(2%)
(回答者数 1,093)		

○ PPP/PFI推進に当たっての大きなボトルネックとして、地方公共団体にノウハウがないこと、そして、地方公共団体側がそもそも必要性を認識していないことが挙げられる。

PPP/PFIを推進していない、もしくは、しない理由(複数回答)

	団体数	(割合)
・ ノウハウなし	459	(58%)
・ 必要性を感じていない	285	(36%)
・地元受注減少	108	(14%)
・その他	148	(19%)
・わからない	44	(6%)
(回答者数 789)		

○ PPP/PFIを実施して判明した課題としては、事務負担が大きいこと、事業化までに時間がかかることが指摘されている。

PPP/PFIを実施して判明した課題(複数回答)

	団体数	(割合)
・ 公共側の事務負担が大きい	32	(47%)
・ 事業化までに時間がかかる	31	(46%)
・定量的・定性的効果なし	4	(6%)
・地元理解が得られず	2	(3%)
・その他	23	(34%)
(対象事業数 68)		

- ・ このため、地方公共団体における先導的なPPP/PFI事業の検討経費に対する支援や、先導的な事例・ノウハウを普及するためのセミナーの開催等により、案件形成の働きかけを行っているところ。

○ 更に地域においてPPP/PFIを推進するためには、地方公共団体における実施体制の不備やノウハウ不足、実施手続き面における課題等を解決するための環境整備が必要。

PPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間のネットワークの構築、さらには具体的な案件形成を促進するための産官学金の協議の場（地域プラットフォーム）の形成を支援。

地域プラットフォームにおいては、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたまちづくり等の地域づくりへの展開にも活用。

PPP/PFIの案件形成のための課題

- 地方公共団体・民間事業者における情報・ノウハウが不足
- 官民間での情報共有や対話・提案の場が不足
- 案件形成を担う人材が不足

対応方針

- 地方ブロック単位のプラットフォームの形成支援
 - 優良事例の普及、情報・ノウハウ等の横展開を促進
- 地方公共団体を単位とする地域プラットフォームの形成支援
 - 民間提案・官民間の対話の場を創出
 - 案件形成を担う人材を検討実務を通じて育成(OJT)

地域プラットフォームのイメージ

地方ブロックプラットフォーム

(注) 全国をカバーするよう地方ブロック単位で形成

- 産 民間事業者、専門家(コンサルタント、会計士、弁護士等)
- 官 地方公共団体(都道府県、市町村)
- 学 大学等
- 金 地方銀行等



地方ブロックプラットフォームの役割

PPP/PFIの案件形成等に係る情報・ノウハウの横展開

- ・セミナー・シンポジウムの開催
- ・実践的研修の実施等

※人口20万人以上の地方公共団体をはじめ広く参加を要請

A県地域プラットフォーム



専門家の派遣や助言等

B市地域プラットフォーム



事例報告等



ニーズに幅広く対応

地域プラットフォームの役割

官民間の対話を通じた地域における官民連携事業の案件形成の推進

- ・個別具体的な案件の掘り起こし、形成及び推進
- ・PPP/PFIの事業化候補の案件リストの作成
- ・民間からの提案、官民間の意見交換の場等

※案件形成後、地方ブロックプラットフォームにおいて報告